

第1章 指針策定の背景と目的

1 背景・経緯

神宮外苑は、豊かな自然環境を有し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点であり、歴史的にも、我が国にとっても、東京のまちづくりにとっても、極めて重要な場所である。

大正9（1920）年に創建された明治神宮の内苑は、御社殿を中心とした森厳莊重を維持し、外苑は、体力の向上や心身の鍛錬の場、文化芸術の普及の拠点として、緑地や文化スポーツ施設の提供を通じて、できる限り多くの人々に開放し、内外苑相まって、神宮の境域を成すことを趣旨として、大正15（1926）年に創建された。

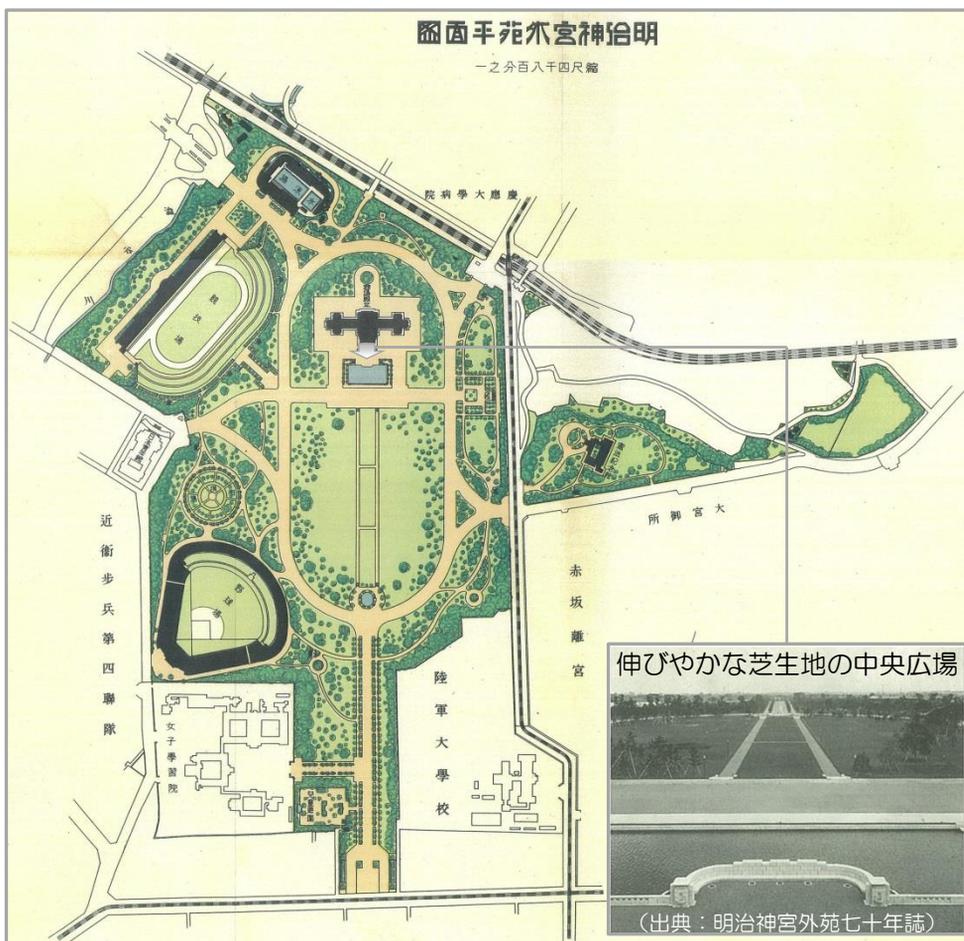
その後、学生野球の聖地である明治神宮球場（大正15（1926）年竣工）をはじめ、秩父宮ラグビー場（昭和22（1947）年竣工）、東京体育館（昭和29（1954）年竣工、平成2（1990）年全面改築）、国立霞ヶ丘競技場（昭和33（1958）年竣工、昭和38（1963）年拡張工事）などが整備され、昭和39（1964）年のオリンピック時には、多くの施設が使用されるなど、日本を代表するスポーツ施設が集積し、これまで様々な社会状況の変化の中にあっても、一貫してスポーツの拠点として整備が進められている。

また、神宮外苑は、都心部にあって貴重な、皇居から西側へとつながる大規模な緑の拠点の一つとなっている。

大正15（1926）年に一部が我が国初の風致地区に指定されるとともに、昭和21（1946）年には東京復興計画緑地「内環状緑地」が告示され、都心部を取り囲む一連の緑地の一部として位置付けられた。

さらに、昭和32（1957）年以降は、都市計画公園「明治公園」に位置付けられている。

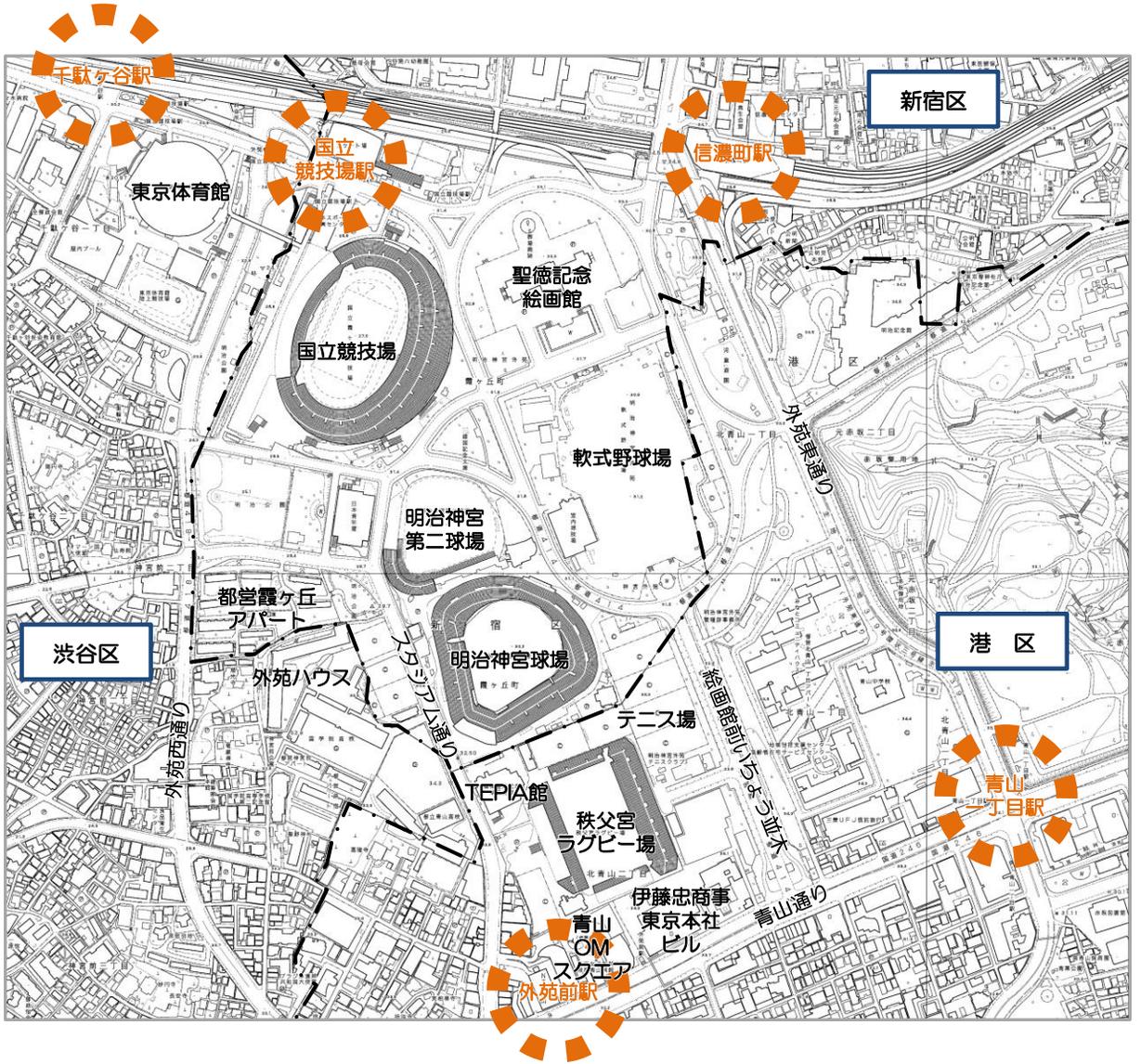
こうした歴史的経過をたどりながら、神宮外苑では、聖徳記念絵画館、いちよう並木を中心として、緑豊かな風格ある都市景観が形成されている。



創建時平面図

(出典：明治神宮外苑志)

～ 再整備前の状況（平成24（2012）年） ～



＜神宮外苑地区の再整備の動き＞

完成から半世紀を経て、国立競技場の老朽化や機能面の劣化が進み、大規模な国際競技大会会場としての活用が困難となる中、平成23（2011）年2月の超党派のラグビーワールドカップ2019日本大会成功議員連盟が行った決議などを契機に、国立競技場の建替え計画がスタートした。

平成23（2011）年7月に、都は、2016年大会に続き、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会招致への立候補を表明し、新国立競技場をメイン会場に位置付けた。

こうした動きを踏まえ、都は、神宮外苑地区を世界に誇れるスポーツクラスターとして整備するため、長期計画に位置付け、地区一帯のまちづくりに取り組むこととした。

そして、平成25（2013）年6月に、都は、神宮外苑地区地区計画を決定し、あわせて都市計画公園の変更（公園区域の再編、立体都市公園の導入）を行った。

同年9月には、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定し、神宮外苑地区では、大会に向けて新国立競技場の整備が進められるとともに、新国立競技場等へ多くの観客を安全・快適に移動させるための歩行者動線や溜まり空間の確保を目的とした土地区画整理事業、日本スポーツ協会などのスポーツ関連団体の本部機能の集約などが進められている。

また、平成27（2015）年4月には、東京2020大会後を見据え、秩父宮ラグビー場や明治神宮球場等が存する区域（b区域）のまちづくりについて、都と関係権利者とで覚書を締結した。その後、公園まちづくり制度の活用等を想定して検討・協議を進め、平成30（2018）年3月に、まちづくりの検討に係る基本的な考え方や今後の取組等について確認書を取り交した。

これを踏まえて、都は、同年4月に「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」を設置し、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等について検討を進めた。

【神宮外苑地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）の概要】

（平成25年6月17日決定、平成28年10月3日変更、平成29年3月6日変更）

＜地区計画の目標＞

- 国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国内外から多くの人々が訪れるスポーツ拠点を創造
- 神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神宮外苑地区一帯において、緑豊かな風格ある景観の創出、バリアフリー化された歩行者空間の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進

＜まちの将来像＞

- 1 大規模スポーツ施設等が集積し、国内外から人々が集うまち
大規模スポーツ施設等を中心としたさまざまな施設の集積地区として、既存施設の更新・周辺基盤の整備を推進し、集客力が高くにぎわい溢れるスポーツ・文化・交流のまちを形成
- 2 首都東京の顔にふさわしい緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち
いちょう並木から絵画館を臨む象徴的なビスタ景を保全するとともに、風格ある景観を維持
鉄道駅周辺や幹線道路沿道では、商業、業務、交流等の都市機能の導入を促進し、国内外から人々が集う、東京の顔となる地区にふさわしい風格と活力が共存する魅力あるまちを目指す。
- 3 誰もが利用しやすく、安全・安心で快適なまち
立体的な歩行者ネットワークの形成により、歩行者動線のバリアフリー化を推進
広場、主要スポーツ施設等は、都立明治公園と一体となった防災拠点として防災性を強化
樹林地などの緑豊かな自然環境を保全し、安全・安心で快適なまちを形成

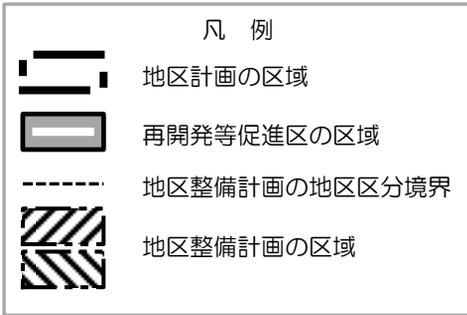
＜土地利用の方針＞

【A地区】

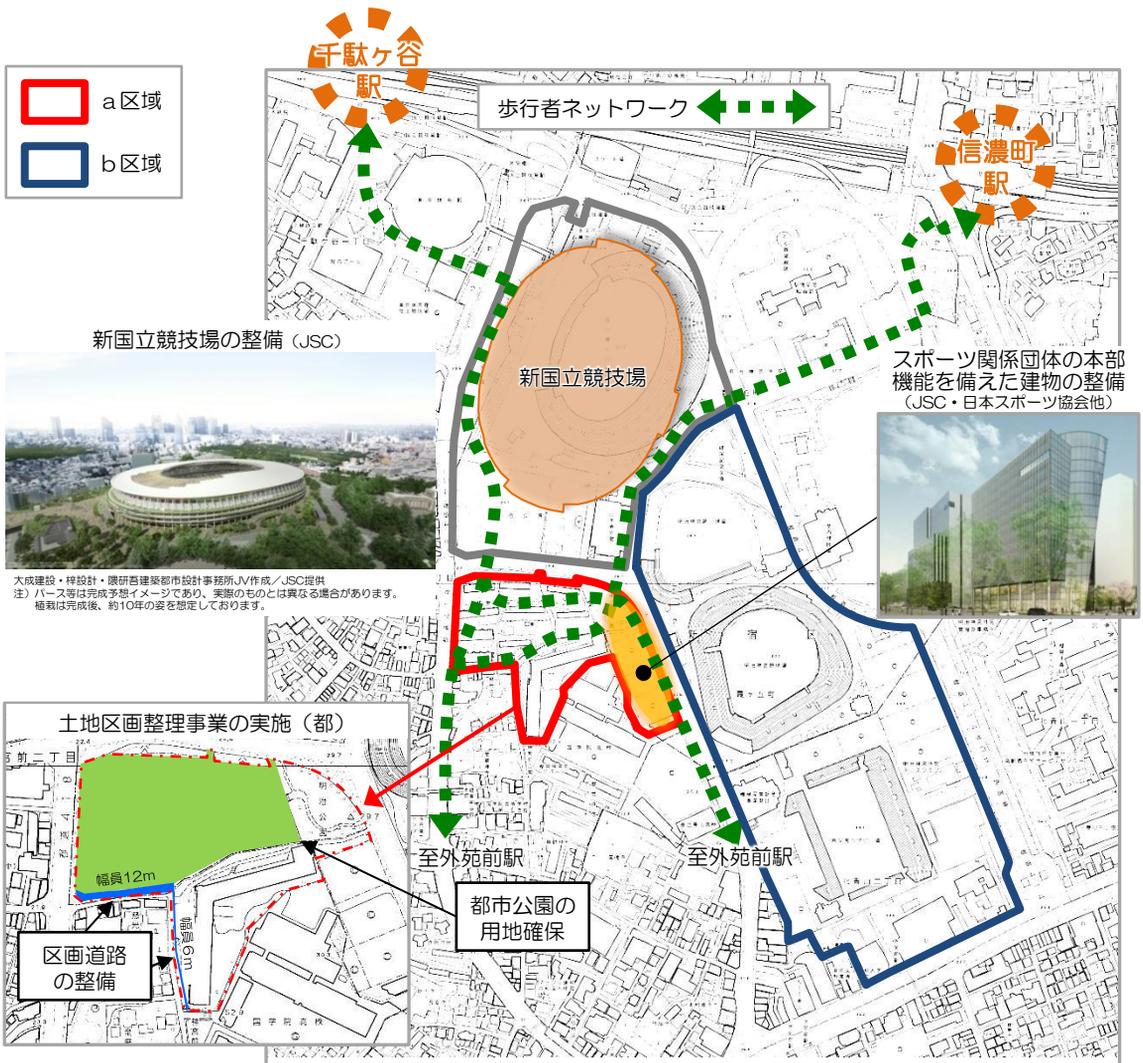
大規模スポーツ施設、公園、
既存施設等の再編・整備を
図る区域

【B地区】

明治神宮聖徳記念絵画館、
神宮外苑いちょう並木を中心
とした緑豊かな風格ある都市
景観を保全する地区



＜東京2020大会までの主な取組＞

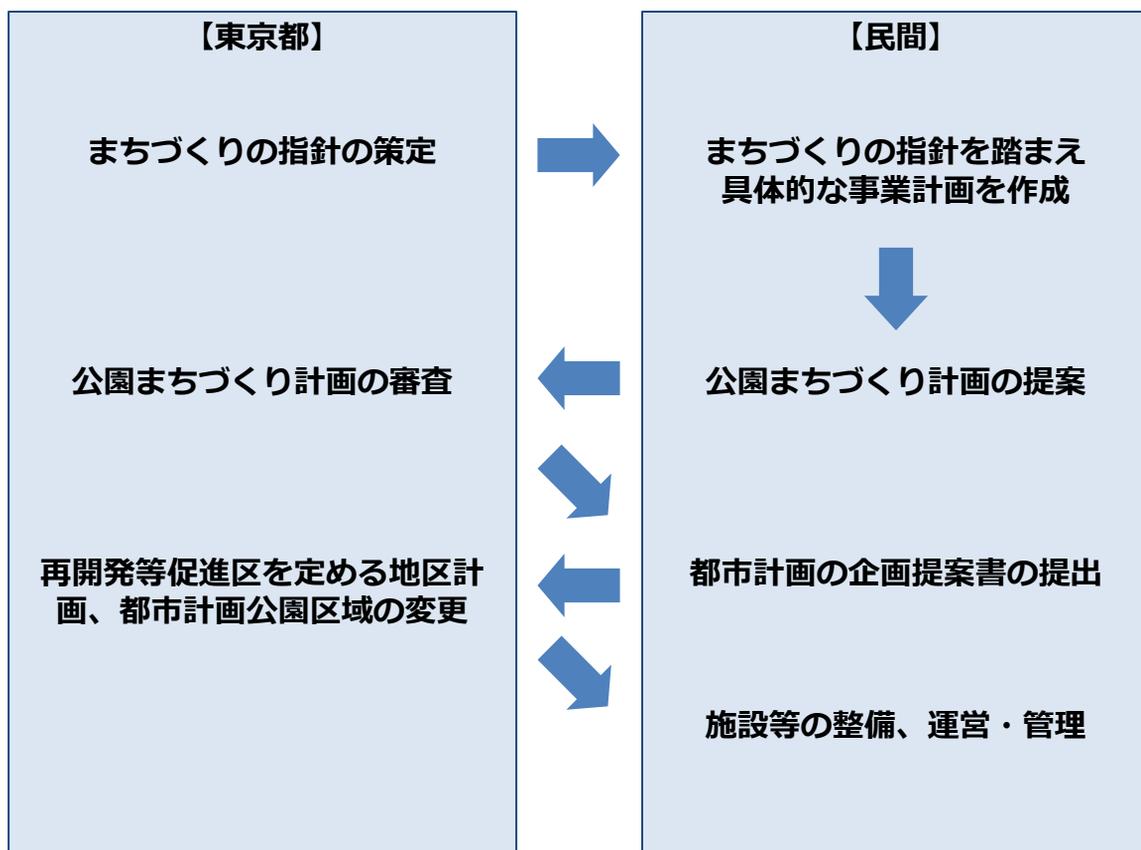


2 指針の目的と位置付け

本指針は、地区計画に定める目標の実現に向けて、検討会における取りまとめを踏まえ、都として、東京2020大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等を示すことにより、民間が事業主体となって進めるまちづくりを適切に誘導するために策定するものである。

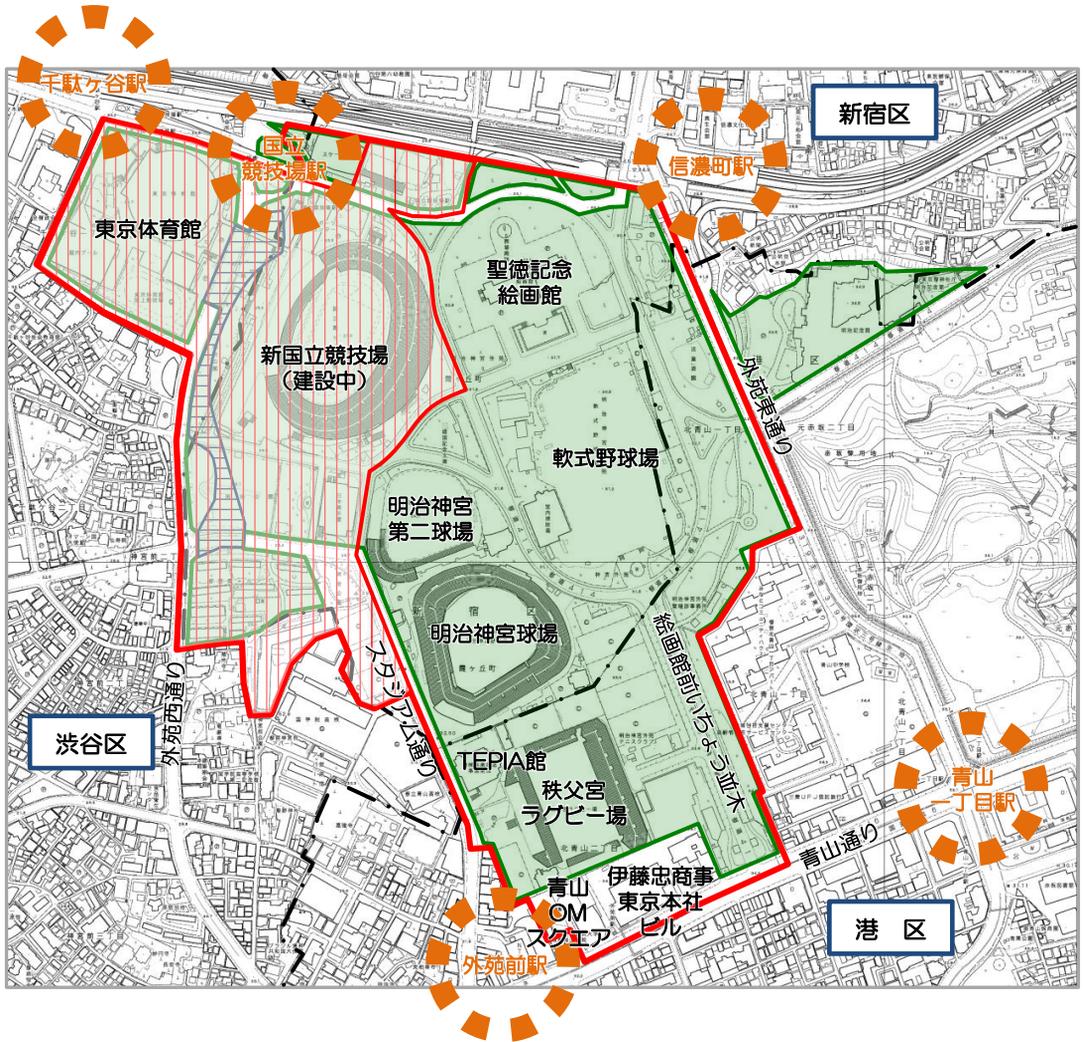
また、民間の事業者等がまちづくりの具体的な事業計画を作成する際の指針、及び民間の事業者等から提案される公園まちづくり計画が優良な計画であるかを都が審査・確認するための基準として位置付ける。

公園まちづくり制度を活用したまちづくりのフロー



3 指針の対象区域

本指針は、主として、神宮外苑地区地区計画の区域（約64.3ha）のうち、地区整備計画が未策定の区域（約40.6ha）を対象とする。



凡例	
	神宮外苑地区地区計画の区域
	うち地区整備計画策定済みの区域
	都市計画公園明治公園の区域
	うち立体的な範囲の区域
	区界